

令和6年能登半島地震に伴う 被災者住宅応急修理制度

<はじめに必ずお読みください>

- 本制度の利用に当たっては、修理前の被害状況が分かる写真が必要となりますので、必ず写真を撮影しておいてください。(カメラがない場合はスマートフォンで構いません)
※撮影にあたってのポイントは、4ページをご覧ください。
- 本制度は、修理費用をお住まいの市町村が修理業者に直接支払う制度となっています。
修理費用を業者に支払ってしまうとこの制度は利用できなくなるため注意が必要です。
※既に修理業者に発注している場合は、お住まいの市町村へご相談ください。

○制度の概要

令和6年能登半島地震により被害を受けた住宅のうち、一定規模以上の被害が発生した世帯を対象に、被災した住宅の居室、台所、トイレなど日常生活に必要不可欠な最小限度の部分の応急的な修理について、お住まいの市町村が業者に依頼し、修理費用を市町村が直接業者に支払う制度です。

災害救助法に基づく住宅の応急修理（国制度）と新潟県独自の住宅の応急修理（県制度）があり、両方の制度を利用することができます。

○対象者

以下の要件を全て満たす方（世帯）

- (1) 新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、加茂市、見附市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、佐渡市、南魚沼市、出雲崎町にお住まいの方
- (2) 住宅の被害が「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」であること
※ 被害の程度は、お住まいの市町村が発行するり災証明書をご確認下さい。
※ 全壊であっても、修理することで居住することが可能となる場合には、個別に対象となることがあります。詳しくはお住まいの市町村へご相談ください。
- (3) 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること

○応急修理の範囲

屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備など、日常生活に欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行う必要がある部分
※ 具体的な工事例や対象範囲については、5ページをご覧ください。

○限度額

住家被害		大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊
費用の 限度額	国制度(※)	70.6万円	70.6万円	70.6万円	34.3万円
	県制度	100万円	50万円	50万円	30万円
	計	170.6万円	120.6万円	120.6万円	64.3万円

※ 限度額を超える費用、対象外の工事部分の費用は自己負担となります。

※ 国制度は、自らの資力では応急修理ができない世帯が対象となります。
(大規模半壊を除く)

○申込期限

令和6年3月29日(金曜日)

※ 早期の住宅復旧のために設けている期限です。
左記期限に間に合わない場合は、各市町村に御
相談ください。

○完了期限

令和6年12月31日(火曜日)

○申込時に必要な書類

- 住宅の応急修理申込書(様式第1-1号)
- 住宅の被害状況に関する申出書(様式1-2号)
- 資力に関する申出書(様式第2号)
- 修理見積書(様式第3号) ※後日提出も可ですが、工事決定には必要となります。
- リ災証明書(コピー可)
- 修理前の被害状況が分かる写真

○申込方法

応急修理申込書に必要な書類を添付し、お住まいの市町村窓口までご提出ください。

※具体的な手続きの流れについては、7ページをご覧ください。

○各市町村のお問い合わせ先（相談窓口）

市町村名	担当課	電話番号
新潟市	建築部公共建築課	025-226-2880
長岡市	都市政策課	0258-39-2265
三条市	建築課	0256-34-5727
柏崎市	都市整備部建築住宅課	0257-21-2291
加茂市	建設課	0256-52-0080
見附市	都市環境課	0258-62-1700
燕市	防災課	0256-77-8381
糸魚川市	地震関係相談窓口	025-552-1511
妙高市	総務課危機管理室 (技術的なこと) 建設課建築住宅係	0255-72-5111
五泉市	都市整備課建築住宅係	0250-43-3911
上越市	建築住宅課	025-520-5786
佐渡市	建設部建築住宅課	0259-67-7403
南魚沼市	総務課防災庶務班	025-773-6660
出雲崎町	総務課庶務防災係 (技術的なこと) 建設課工務係	0258-78-2290 0258-78-2296

応急修理制度の利用に当たっては、 被害箇所・修理箇所が分かるよう “写真”を撮影して下さい。

カメラがない場合はスマホで構いません。必ず写真を撮影してください。

住宅の応急修理制度をご活用いただくに当たっては、修理を行う箇所について被害状況が分かるように写真を撮影する必要があります。

撮影に当たっての留意点等は以下のとおりです。

<撮影上の留意点>

(1) 外観（壁、玄関、窓、屋根など）の亀裂、剥がれ、歪みなど

- ✓ 浸水高が分かるようにメジャー等で高さが分かるように撮影しましょう。

メジャー等がない場合は浸水高を指さして撮影しましょう。

- ✓ 破損状況を箇所別に撮影しましょう。

室外で撮影する際は、逆光による白飛び等や明るさ不足による潰れに注意してください。また、屋根など撮影に危険が伴う場合は修理業者に依頼してください。

(2) 室内（床板、扉、壁など）のめくれ、反り、腐食、脱落など

- ✓ 被災した部屋ごとの全景写真を撮影しましょう。

片付け等をした後だと被害状況が分かりにくくなってしまいます。事前に撮影しましょう。室内で撮影する際は、明るさや手ぶれに注意してください。また、フラッシュをたいた場合は光の反射に注意してください。

- ✓ 破損状況を箇所別に撮影しましょう。

(3) 設備（キッチン、トイレ、浴槽、給湯器など）の破損、故障など

- ✓ 破損箇所・故障箇所が分かるように撮影しましょう
- ✓ 設備の型番・形式等が分かる写真も併せて撮影しましょう

応急修理制度は被災前の同等品への修理・交換が対象となります。

<修理業者の方にもお伝えください>

- ✓ 工事の修理中、修理後の写真も必要となります。修理業者に撮影を依頼しましょう。



住宅の応急修理にかかる工事例

1 典型的な応急修理の工事例

- (1) 壊れた屋根の補修（瓦葺屋根を鋼板葺屋根に変更するなどの屋根瓦材の変更を含む）
- (2) 傾いた柱の家起こし（筋交の取替、耐震合板の打付等の耐震性確保のための措置を伴うものに限る）
- (3) 破損した柱梁等の構造部材の取替
- (4) 浸水した床の補修（床の補修と併せて行わざるを得ない畳の補修を含む。）
- (5) 浸水した壁の補修（土壁を板壁に変更する等の壁材の変更を含む。壁の修理とともに断熱材や壁紙の補修）
- (6) 壊れた基礎の補修（無筋基礎の場合には、鉄筋コンクリートによる耐震補強を含む。）
- (7) 壊れた建具の補修（破損したガラス、アルミサッシ、玄関扉）
- (8) 壊れた給排気設備の取替
- (9) 上下水道配管の水漏れ部分の補修（配管埋め込み部分の壁等のタイルの補修を含む。）
- (10) 電気、ガス、電話等の配管の配線の補修（スイッチ、コンセント、ブラケット、ガス栓、ジャックを含む）
- (11) 壊れた便器、浴槽等の衛生設備の取替（設備の取替を行う場合は、同等品であれば差し支えない。設備の取替と併せて行わざるを得ない最小限の床、壁の補修を含む。）
- (12) 屋外給湯器（エコキュートやエコジョーズ等同等品への交換）

2 応急修理の基本的考え方

- (1) 地震の被害と直接関係ある修理のみが対象となります。
 - (例) ○ 壊れた屋根の補修（屋根葺き材の変更は可）
 - 壊れた便器の取り替え（被災前から温水洗浄便座が備わっている場合は修理可。新規設置は、修理ではないため対象外。）
 - 割れたガラスの取り替え（取り替えるガラスはペアガラスでも可）
 - × 古くなった壁紙の貼り替え
 - × 古くなった屋根葺き材の取り替え
- (2) 浸水した内装に関するものは対象として差し支えないが、床や壁の修理と併せて畳等や壁紙の補修が行われる場合については、以下の取扱とします。
 - ・壊れた床の修理と合わせて畳等の補修を実施する場合は、日常生活に欠くことのできない部分の破損箇所である場合にのみ対象とします。
 - ・壊れた壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とします。(例) × 単に古くなった畳や壁紙のみの補修（災害に起因しない修理は対象外）

- (3) 畳の部屋を床板の部屋にする等修理の方法は代替措置でも可とします。
(例) ○ 柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設
- (4) エアコンや食器洗淨機等の家電製品は対象外です。
- (5) 靴箱、収納（床下収納含む）、仏間、床の間は修理の対象外です。
- (6) 障子や襖の張替えは修理の対象外です。（水害により、骨組みが破損や反りかえってしまった場合は対象となります）
- (7) トイレが2箇所以上ある場合で、1個は使用が可能な場合には対象外です。

3 証拠写真の提出

- (1) 「救助の必要性」、「内容の妥当性」を確認する必要があることから、修理前、修理中、修理後の写真を撮影し、必ず提出してください。
- (2) 修理前又は修理中のいずれかの写真を撮り忘れた場合において、応急修理の申請を行う際には、修理業者が修理前の状況、修理を行わなければならない状況等について図面に破損箇所等を印した上、破損状況等を記載し、どのような応急修理を施工するか（施工したか）を詳細に「申立書」に記載し、提出してください。
(例：会社の所定の様式を利用して提出することで、証拠写真の代替として差し支えありません。)
なお、申立書については、被災者や自治体が代筆することは認めません。
(単に「修理を急いでいたため、写真を撮り忘れた」等の理由は証明とは見なさない
ので、ご注意ください。)
「申立書」は撮り忘れた証拠写真の代替手段ですが、「申立書」を使用する場合は、真にやむを得ない場合であり、必ず写真の提出をお願いします。

災害救助法に基づく応急修理

